

高知エーテルネットサービス契約約款

Version 1.00 平成 18 年 10 月 01 日

Version 0.90 平成 18 年 04 月 01 日

契約約款

第1章 総則

【約款の適用】

第1条 高知エーテルネットサービス約款（以下「本約款」という）は有限会社ナインレイヤーズ（以下「当社」という）が提供する高知IXエーテルネットサービス（以下「本サービス」という）の利用規定を定めます。

- 2 本サービスの個々のサービスメニューにおいて利用規定が設けてある場合には、契約者は利用規定に従って利用してください。

【約款の変更】

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。変更の際して、本約款の変更に該当する契約者に対して15日前までにその内容を通知します。

第2章 サービス

【サービス内容】

第3条 本サービスは、地理的に離れた複数地点間における Ethernet フレームの交換を行うものです。

第3章 利用手続き

【利用申込】

第4条 本サービスを利用する場合は当社所定の様式にて申込を行ってください。

- 2 本サービスが提供可能であり、かつ当社の他の電気通信役務に支障がないと判断した場合、当社は利用を承諾する旨の通知を行います。

【利用開始と終了】

第5条 当社は申込の承諾とともに契約者に本サービスの利用開始日を通知します。

- 2 契約者は利用を終了しようとする場合は、30日以上前に当社に通知するものとします。
- 3 利用開始日（利用開始日が暦月の初日でない場合には翌月の初日）から12ヶ月間を最低利用期間とします。

【契約者情報の変更】

第6条 契約者は、名称、住所およびその他の契約者登録内容に変更があった場合、もしくは契約者の地位の承継があった場合には、速やかに当社へ通知するものとします。

【接続技術要件】

第7条 契約者は接続の際に以下に指定する方式に準拠して接続を行ってください。ただし、事前に当社の了解を得た場合にはこの限りではありません。

- a. 当社が責任分界点となる Ethernet ポート (IEEE802.u, 100baseTX) を指定します。契約者はここで契約者のネットワークを接続してください。
- b. もしくは、高知県情報新ハイウェイのポートを分界点として利用する場合は、当社の指定に従って新ハイウェイの VLAN-ID を取得してください。

2 この他、必要に応じて当社が行う技術的指示にしたがってください。

第4章 サービスの中断・停止・終了

【サービスの中断】

第8条 当社は次の場合に、本サービスを中断もしくは制限することがあります。

- a. 当社の通信設備の保守もしくは工事のある場合
- b. 当社の通信設備に障害が発生した場合
- c. 本サービスを提供するために当社が利用している電気通信サービスが停止した場合
- d. 電気通信事業法の規定に基づく措置として必要な場合

2 本サービスの中断もしくは制限については当社は契約者に事前に通知します。ただし、緊急ややむを得ない場合を除きます。

3 中断もしくは制限の原因が取り除かれた場合には、速やかに復旧するものとします。

【サービスの停止】

第9条 次に該当する場合、当社は本サービスを停止し、さらに利用契約を解除できます。

- a. 利用申込の記載事項に虚偽があった場合
- b. 契約者が本規約もしくは当社が別に定める利用規定等に違反した場合
- c. 契約者が利用料金等を当社指定日までに支払わない場合

- d. 契約者が当サービスの正常な提供に支障を起こす状態で利用を行った場合

【サービスの終了】

第10条 本サービスの提供が困難になった場合、当社は30日前までに契約者に通知の上で本サービスを終了できるものとします。

第5章 利用料金

【基本】

第11条 利用申込ごとに当社が月額費用を提示します。

- 2 利用開始時に初期工事が発生する場合は別途費用を請求するものとします。
- 3 本サービスを提供するために必要な電気通信設備・伝送路に対して、その占める空間・電力の供給・発熱の冷却については、当社が無償で提供を受けるものとします。

【支払い】

第12条 当社から契約者に利用料金に消費税を含めた請求書を送付しますので、当社の定める方法で契約者は支払いをしてください。

- 2 支払いの際に生じる金融機関への手数料等は契約者が負担するものとします。

【利用開始と終了時の扱い】

第13条 利用開始日が暦月の初日でない場合には、開始月の料金を日割によって算出します。利用終了が暦月の最終日でない場合、料金は当該暦月の最終日までの料金で算出します。

【最低利用期間に満たない解約】

第14条 最低利用期間終了を待たずに利用を終了する場合には、契約者は最低利用期間完了分の料金を支払うものとします。

【サービスの中断に伴う扱い】

第15条 第8条に定めるサービスの中断もしくは制限において、利用料金を減額する場合があります。

- 2 原因が当社の過失または作業中のやむを得ない事故による場合、中断もしくは制限が起こった時間に応じて料金を減額します。

- 3 原因が当社に因らず、かつサービスの中断もしくは制限が起こり得ることを事前に当社が知り得たにも関わらず契約者への通知を怠った場合もしくは著しく通知が遅延した場合は前項と同様とします。

【サービスの停止に伴う扱い】

第16条 第9条によるサービスの終了に関する料金については、契約の解除日をもって利用終了日とし、料金を算出します。ただし、契約の解除日が最低利用期間に満たない場合には、最低利用期間完了分の料金を支払うものとします。

【延滞利息】

第17条 支払期日を経過しても支払いがない場合は、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する場合があります。

第6章 その他

【免責】

第18条 本サービスの利用において直接的または間接的に発生した契約者の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- 2 本サービスを利用して契約者が第三者もしくは本サービスの他の契約者に対して損害を与えた場合も同様とします。

【約款で定めない事項】

第19条 本サービスのご利用に関して、本約款、その他当社が別に定める利用規定等および当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

【準拠法】

第20条 本約款と本約款に基づく行為は、日本法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

【言語】

第21条 本約款が複数の言語で記述されている場合、日本語で記述されているものを正式なものとし、これを優先とします。

【係争】

第22条 本サービスのご利用に関して、当社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、高知地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第7章 附則

本約款は平成18年10月01日より実施します。